

令和元年6月11日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

令和元年5月16日付け厚生労働省発生食0516第1号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくアミスルブロムに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

アミスルブロム

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：アミスルブロム [Amisulbrom (ISO)]

(2) 用途：殺菌剤

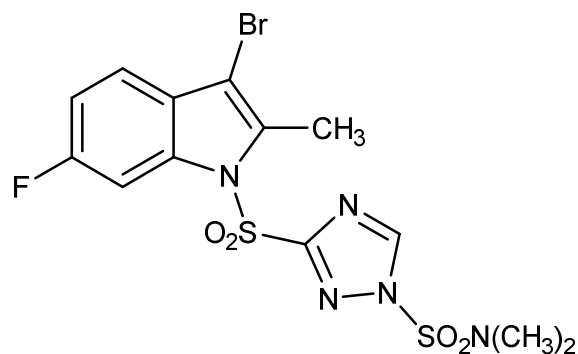
スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤である。卵菌類のミトコンドリア内膜の電子伝達系複合体Ⅲの Qi サイトを阻害することで殺菌効果を示すと考えられている。

(3) 化学名及び CAS 番号

3-[(3-Bromo-6-fluoro-2-methyl-1*H*-indol-1-yl) sulfonyl]-*N,N*-dimethyl-1*H*-1,2,4-triazole-1-sulfonamide (IUPAC)

1*H*-1,2,4-Triazole-1-sulfonamide, 3-[(3-bromo-6-fluoro-2-methyl-1*H*-indol-1-yl) sulfonyl]-*N,N*-dimethyl- (CAS : No. 348635-87-0)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₁₃ H ₁₃ BrFN ₅ O ₄ S ₂
分子量	466.31
水溶解度	1.1 × 10 ⁻⁴ g/L (20°C)
分配係数	log ₁₀ Pow = 4.4

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

【作物名】となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

① 50.0%アミスルブロム顆粒水和剤

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アミスルブロムを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	苗立枯病 (ピシム菌)	2000～ 4000倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液 500 mL	は種時	1回	土壌 灌注	1回
		4000倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液 1 L				
ぶどう	べと病	5000～ 10000倍	200～700 L/10 a	収穫14日前 まで	3回 以内	散布	3回以内
てんさい	黒根病	2000倍	200～300 L/10 a	収穫30日前 まで		株元 散布	5回以内 (種子への処理 は1回以内、 苗床灌注は1回 以内、株元散布 は3回以内)
		100～ 200倍	ペーパーポット1冊当 たり1 L (3 L/m ²)	移植前	苗床 土壌 灌注		
キャベツ	根こぶ病	200～ 500倍	セル成型育苗トレイ 1箱又は ペーパーポット1冊 (30×60 cm、 使用土壌 約3～4 L) 当たり500 mL	定植前	1回	灌注	8回以内 (苗床での土壌 混和は2回以内、 灌注は1回以内、 本圃での土壌混 和は2回以内、 散布は4回以内)
はくさい ブロッコリー カリフラワー							7回以内 (土壌混和は2回 以内、灌注は 1回以内、散布は 4回以内)
非結球あぶら な科葉菜類							6回以内 (土壌混和は2回 以内、灌注は 1回以内、散布は 3回以内)

① 50.0%アミスルブロム顆粒水和剤（つづき）

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アミスルブロムを含む農薬の総使用回数	
なばな類	根こぶ病	200～500倍	セル成型育苗トレイ1箱又は ペーパーポット1冊 (30×60 cm、 使用土壌 約3～4 L) 当たり500 mL	定植前	1回	灌注	3回以内 (土壌混和は 2回以内、灌注は 1回以内)	
茎ブロッコリー		500倍						
みょうが (花穂)	根茎腐敗病	2000倍	3 L/m ²	生育期 ただし、 収穫3日前まで	3回 以内	土壌 灌注	3回以内	
みょうが (茎葉)				みょうが (花穂)の収穫 3日前まで ただし、花穂を 収穫しない 場合にあつて は開花期終了 まで				
しょうが				1～3 L/m ²				生育期 ただし、収穫 3日前まで
葉しょうが				3000倍 3 L/m ²				
	2000倍 1 L/m ²							
いちご	疫病	2000～ 3000倍	50 mL/株	育苗期				
稲 (箱育苗)	ムレ苗防止	2000～ 4000倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液 500 mL	は種時	1回		1回	
		4000倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液 1 L					

① 50.0%アミスルブロム顆粒水和剤（つづき）

作物名	適用	希釈倍数 又は 使用量	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	アミスルブロムを含む 農薬の総使用回数
ばれいしょ	粉状そうか病	250 g/10 a	100 L/10 a	植付前	1回	全面 散布後 土壌混和	5回以内 (植付前は1回以内、 植付後は4回以内)
非結球あぶら な科葉菜類	根こぶ病	200 g/10 a		は種前	2回 以内		6回以内 (土壌混和は2回以 内、灌注は1回以内、 散布は3回以内)
なばな		300 g/10 a		は種前 又は 定植前			3回以内 (土壌混和は2回以 内、灌注は1回以内)
キャベツ				定植前			8回以内 (苗床での土壌混和 は2回以内、灌注は1 回以内、本圃での土 壌混和は2回以内、散 布は4回以内)
はくさい ブロッコリー カリフラワー							7回以内 (土壌混和は2回以 内、灌注は1回以内、 散布は4回以内)
かぶ		150~300 g/10 a		は種前			5回以内 (土壌混和は2回以 内、散布は3回以内)
こんにゃく	根腐病	500 g/10 a		植付前	1回		1回

② 17.7%アミスルブロムフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	アミスルブロムを 含む農薬の 総使用回数
ぶどう	べと病	3000~ 4000倍	200~700 L/10 a	収穫14日前 まで	3回以内	散布	3回以内
いちじく	疫病	3000倍		収穫前日 まで			
かんきつ	褐色腐敗病						
ばれいしょ	疫病	500倍	25 L/10 a	収穫7日前 まで	4回以内	散布	5回以内 (植付前は1回以 内、植付後は4回 以内)
		2000~ 3000倍	100~300 L/10 a				
あずき	茎疫病	2000倍			3回以内		4回以内 (種子への処理は 1回以内、 散布は3回以内)
だいず	べと病	2000~ 4000倍					
	茎疫病						

② 17.7%アミスルブロムフロアブル (つづき)

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アミスルブロムを含む農薬の総使用回数			
えだまめ	べと病	2000倍	100～300 L/10 a	収穫3日前 まで	3回以内	散布	4回以内 (種子への処理は 1回以内、 散布は3回以内)			
	茎疫病	2000～ 4000倍						3回以内		
レタス 非結球レタス	べと病	2000～3000 倍		収穫7日前 まで	4回以内		8回以内 (苗床での土壌混 和は2回以内、 灌注は1回以内、 本圃での土壌混 和は2回以内、散 布は4回以内)			
キャベツ							7回以内 (土壌混和は2回以 内、灌注は1回以 内、散布は4回以 内)			
はくさい							白さび病	2000～ 4000倍	4回以内	
カリフラワー ブロッコリー							べと病	2000～ 3000倍	4回以内	
だいこん	ワカ症 白さび病	2000～ 4000倍		収穫3日前 まで	3回以内		4回以内			
かぶ	白さび病						5回以内(土壌混 和は2回以内、 散布は3回以内)			
非結球あぶら な科葉菜類							6回以内(土壌混 和は2回以内、 灌注は1回以内、 散布は3回以内)			
ほうれんそう	べと病						収穫7日前 まで	2回以内	2回以内	
ピーマン	疫病						収穫前日 まで	3回以内	4回以内	3回以内
なす	褐色腐敗病									
トマト ミニトマト	疫病						2000倍	収穫前日 まで	4回以内	4回以内
きゅうり メロン	べと病									
すいか	褐色腐敗病									
かぼちゃ	疫病 べと病						2000倍	収穫3日前 まで	3回以内	3回以内
らっきょう	白色疫病									
とうがらし類	疫病						2000～ 4000倍	収穫前日 まで	3回以内	3回以内

③ 0.50%アミスルブロム粉剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アミスルブロムを含む農薬の総使用回数		
稲 (箱育苗)	苗立枯病 (ピシム菌)	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壌約5 L) 1箱当たり 10～15 g	は種前	1回	育苗箱土壌に 均一に 混和する。	1回		
かぶ	根こぶ 病	30 kg/10 a		定植前	2回 以内	全面 土壌混和	5回以内 (土壌混和は 2回以内、 散布は3回以内)	
非結球あぶらな 科葉菜類		20～30 kg/10 a	6回以内 (土壌混和は 2回以内、灌注は1 回以内、散布は3 回以内)					
なばな		30 kg/10 a	は種前又は 定植前	3回以内 (土壌混和は2回 以内、灌注は1回 以内)				
なばな類 (なばなを除く) 茎ブロッコリー			定植前	8回以内 (苗床での土壌混 和は2回以内、 灌注は1回以内、 本圃での土壌混 和は2回以内、 散布は4回以内)				
キャベツ		20 kg/10 a	定植前				作条 土壌混和	
ブロッコリー カリフラワー		30 kg/10 a					全面 土壌混和	
		20 kg/10 a					作条 土壌混和	
はくさい		ピシム 腐敗病	30 kg/10 a	は種前又は 定植前			全面 土壌混和	7回以内 (土壌混和は2回 以内、灌注は1回 以内、散布は4回 以内)
			20 kg/10 a	定植前			作条 土壌混和	
		30 kg/10 a	全面 土壌混和					

③ 0.50%アミスルブロム粉剤（つづき）

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アミスルブロムを含む農薬の総使用回数
ばれいしょ	粉状 そうか病	20 kg/10 a	植付前	1回	全面 土壌混和	5回以内 (植付前は1回以内、植付後は4回以内)
稲 (箱育苗)	ムレ苗 防止	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり 10～15 g	は種前		育苗箱土壌 に均一に 混和する。	1回

④ 17.0%アミスルブロム・30.0%シモキサニル顆粒水和剤

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アミスルブロムを含む農薬の総使用回数
ぶどう	べと病	3000～ 5000倍	200～700 L/10 a	収穫21日前 まで	3回以内	散布	3回以内
きゅうり				収穫前日 まで			4回以内
トマト ミニトマト	疫病	100～300 L/10 a	3回以内		3回以内		
ねぎ	べと病			2000倍			収穫3日前 まで
たまねぎ	べと病 白色疫病	2000倍	収穫7日前 まで		3回以内		
バジル	べと病			2000～ 3000倍			25 L/10 a
だいず		疫病	2000倍		100～300 L/10 a		
ばれいしょ	疫病	2000倍		100～300 L/10 a		3回以内	3回以内
さといも	疫病		2000倍		100～300 L/10 a		

⑤ 12.5%アミスルブロム・25.0%クロラントラニリプロール顆粒水和剤

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	アミスルブロムを 含む農薬の 総使用回数
稲 (箱育苗)	イネトヨイムシ イネミスゾウムシ	500倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液500 mL	は種時～ 出芽時 ただし、 移植15日前 まで	1回	土壌 灌注	1回
		1000倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液1 L				
	フタバヒコヤガ ニカメイチュウ 苗立枯病 (ピシウム菌)	500倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液500 mL	は種時			
		1000倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液1 L				
	ムレ苗防止	500倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液500 mL	は種時～ 出芽時 ただし、 移植15日前 まで			
		1000倍	育苗箱 (30×60×3 cm、 使用土壌約5 L) 1箱当たり希釈液1 L				

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

・アミスルブロム

② 分析法の概要

試料からアセトニトリル・水 (4 : 1) 混液で抽出し、C₁₈ カラム、グラファイトカーボンカラム、C₁₈・グラファイトカーボン連結カラム、フロリジルカラム、シリカゲルカラム又は SAX カラムを用いて精製した後、紫外分光光度検出器付き高速液体クロマトグラフ (HPLC-UV) 又は液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

定量限界 : 0.01~0.05 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1 を参照。

4. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたアミスルブロムに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：10 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ

(投与方法) 強制経口

(試験の種類) 慢性毒性試験

(期間) 1年間

安全係数：100

ADI：0.1 mg/kg 体重/day

ラット及びマウスに認められた、肝細胞腺腫、前胃扁平上皮癌及び扁平上皮乳頭腫の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

(2) ARfD 設定の必要なし

アミスルブロムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量はラットを用いた90日間亜急性毒性試験における525 mg/kg 体重/dayから90日間亜急性神経毒性試験における860 mg/kg 体重/dayの間にあると判断し、この値は、急性参照用量 (ARfD) 設定のカットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、ARfD は設定する必要がないと判断した。

5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、トマト等に、カナダにおいてぶどう、トマト等に、EUにおいてなす、ぶどう等に、豪州においてぶどう、キャベツ等に基準値が設定されている。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

アミスルブロムとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をアミスルブロム (親化合物のみ) としている。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

① 長期暴露評価

1 日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1 歳以上)	27.6
幼小児 (1~6 歳)	43.0
妊婦	26.3
高齢者 (65 歳以上)	33.5

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算値：基準値案×各食品の平均摂取量

アミスルブロムの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件			経過日数	残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数		
水稻 (玄米)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍育苗箱灌注 500 mL/箱	1	161	圃場A:<0.01
					135	圃場B:<0.01
だいず (乾燥子実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 150, 300 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:0.08 圃場B:0.02(3回, 14日)
	2	50.0%フロアブル剤	原液 種子塗沫 10 mL/kg種子	1	149	圃場A:<0.01(#) ^{注2)} 圃場B:<0.01(#)
あずき (乾燥子実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:0.02 圃場B:0.03
	2	50.0%フロアブル剤	原液 種子塗沫 5 mL/kg種子	1	116	圃場A:<0.01(#) 圃場B:<0.01(#)
ばれいしょ (塊茎)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 150, 250 L/10 a	4	3, 7, 14	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
	2		500倍散布 25 L/10 a			圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
	2	50.0%顆粒水和剤 +17.7%フロアブル 剤	400倍植付前全面散布後 土壌混和 100 L/10 a +2000倍散布 200 L/10 a	1+4		圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
	2		400倍植付前全面散布後 土壌混和 100 L/10 a +500倍散布 25 L/10 a			圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
さといも (塊茎)	3	17.0%顆粒水和剤	2000倍散布 180~182 L/10 a	3	21, 28, 35	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01 圃場C:<0.01
こんにゃく (球茎)	3	50.0%顆粒水和剤	植付前全面散布後土壌混和 500 g/100 L/10 a	1	140, 147, 154 139, 146, 153 138, 145, 152	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01 圃場C:<0.01
	2	50.0%フロアブル剤 +50.0%顆粒水和剤	40倍植付前種芋吹付け処理 300 mL/m ² +全面散布後土壌混和 500 g/100 L/10 a	1+1	154 133	圃場A:0.22(#) 圃場B:0.56(#)
てんさい (根部)	2	50.0%顆粒水和剤	100倍定植時苗床灌注 3 L/m ² +2000倍株元散布 200 L/10 a	1+3	21, 28, 42	圃場A:0.18(4回, 28日) 圃場B:0.42(4回, 28日)
	2	50.0%フロアブル剤	原液 種子塗沫 20 mL/kg種子	1	210 208	圃場A:<0.01(#) 圃場B:<0.01(#)
だいこん (根部)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A:<0.01 圃場B:0.06
だいこん (葉部)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A:15.8 圃場B:17.6
かぶ (根部)	2	50.0%顆粒水和剤 +17.7%フロアブル 剤	333倍は種前土壌混和 100 L/10 a +2000倍散布 150, 200 L/10 a	1+3	3, 7, 14	圃場A:0.04(4回, 7日) 圃場B:0.16
						圃場A:20.8 圃場B:11.5
かぶ (葉部)	2	50.0%顆粒水和剤 +17.7%フロアブル 剤	333倍は種前土壌混和 100 L/10 a +2000倍散布 150, 200 L/10 a	1+3	3, 7, 14	圃場A:20.8 圃場B:11.5
						圃場A:2.68 圃場B:4.30
はくさい (茎葉)	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	200倍育苗箱灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 300 L/10 a	1+1+4	7, 14, 21	圃場A:2.68 圃場B:4.30
	2		200倍育苗箱灌注 500 mL/箱 +定植時作条土壌混和 20 kg/10 a +2000倍散布 217~267, 240~280 L/10 a			圃場A:5.23 圃場B:0.58
キャベツ (葉球)	2	0.50%粉剤	定植時全面土壌混和 30 kg/10 a	1	63	圃場A:<0.01
					66	圃場B:<0.01

アミスルブロムの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
キャベツ (葉球)	2	0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 150~300, 300 L/10 a	1+4	7, 14, 21	圃場A:0.48 圃場B:0.20
	2	50%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	200倍育苗箱灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 300, 80~300 L/10 a	1+1+4		圃場A:1.48 圃場B:0.28
	2	0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	は種前育苗地床全面土壌混和 20 kg/10 a +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 250, 200 L/10 a	1+1+4	7, 14, 21	圃場A:0.18 圃場B:0.02
	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	200倍育苗箱灌注 500 mL/箱 +定植時条土壌混和 20 kg/10 a +2000倍散布 285, 200 L/10 a	1+1+4		圃場A:0.39 圃場B:0.44
こまつな (茎葉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 150, 200 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:8.68 圃場B:6.72
	2	0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	定植時全面土壌混和 20 kg/10 a +2000倍散布 200 L/10 a	1+3	3, 7, 10	圃場A:4.69 圃場B:5.86
	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	200倍セルトレイ灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 173, 167, 180 L/10 a	1+1+3	3, 7, 14 3, 7, 10	圃場A:8.20 圃場B:8.68
みずな (茎葉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 200 L/10 a	3		圃場A:8.96 圃場B:11.0
	2	0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	定植時全面土壌混和 20 kg/10 a +2000倍散布 200, 150 L/10 a	1+3	3, 7, 14	圃場A:8.61 圃場B:4.18
	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	200倍セルトレイ灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 152, 170, 160 L/10 a	1+1+3		圃場A:12.8 圃場B:9.80
チンゲンサイ (茎葉)	2	0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	定植時全面土壌混和 20 kg/10 a +2000倍散布 181, 200 L/10 a	1+3	3, 7, 14	圃場A:5.99 圃場B:3.66
	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル 剤	200倍セルトレイ灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 172, 158 L/10 a	1+1+3	3, 7, 10	圃場A:4.46 圃場B:5.52
カリフラワー (花蕾)	2	0.50%粉剤 +50.0%顆粒水和剤 +17.7%フロアブル 剤	移植前全面土壌混和 30 kg/10 a +200倍移植前セルトレイ灌注 500 mL/箱 +2000倍散布 252~285, 217~252 L/10 a	1+1+4	6, 14, 21 7, 14, 21	圃場A:0.56(6回, 6日) 圃場B:0.03
	2		定植前条土壌混和 20 kg/10 a +200倍移植前セルトレイ灌注 500 mL/箱 +2000倍散布 236, 294, 150~271 L/10 a	1+1+4	7, 14, 21	圃場A:0.28 圃場B:0.28
ブロッコリー (花蕾)	2	0.50%粉剤	定植時全面土壌混和 30 kg/10 a	1	68	圃場A:<0.01
					76	圃場B:<0.01

アミスルブロムの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件			残留濃度 (mg/kg) 注1)	
		剤型	使用量・使用方法	回数		経過日数
ブロッコリー (花蕾)	2	0.50%粉剤 +17.7%フロアブル剤	定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 300 L/10 a	1+4	7, 14, 21	圃場A:0.90
						圃場B:0.98
	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル剤	200倍苗箱灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a +2000倍散布 300 L/10 a	1+1+4	7, 14, 21	圃場A:0.46
						圃場B:0.29
	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤 +17.7%フロアブル剤	200倍苗箱灌注 500 mL/箱 +定植時作条土壌混和 20 kg/10 a +2000倍散布 300, 200 L/10 a	1+1+4	7, 14, 21	圃場A:0.16
						圃場B:0.80
のぎわな (茎葉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 200, 208 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:8.82(3回, 7日) 圃場B:2.34
なばな (花蕾)	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤	200倍セルトレイ灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a	1+1	69	圃場A:<0.01
						圃場B:<0.01
茎ブロッコリー (花蕾及び茎)	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤	200倍セルトレイ灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a	1+1	76	圃場A:<0.01
						圃場B:<0.01
はなっこりー (花蕾及び茎)	2	50.0%顆粒水和剤 +0.50%粉剤	200倍セルトレイ灌注 500 mL/箱 +定植時全面土壌混和 30 kg/10 a	1+1	45	圃場A:<0.01
						圃場B:<0.01
レタス (茎葉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	3, 7, 14, 21	圃場A:4.78 圃場B:2.22
サラダ菜 (茎葉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:8.37 圃場B:7.67
リーフレタス (茎葉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 200, 150 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:11.1 圃場B:11.0
たまねぎ (鱗茎)	2	17.0%顆粒水和剤	2000倍散布 181, 176 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
ねぎ (茎葉)	1	17.0%顆粒水和剤	2000倍散布 250 L/10 a	4	3, 7, 14	圃場A:1.40
	1	17.0%顆粒水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	4	3, 7, 14	圃場A:1.36(4回, 7日)
らっきょう (鱗茎)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
トマト (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300 L/10 a	4	1, 7, 14	圃場A:0.38(4回, 7日) 圃場B:0.42
ミニトマト (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300 L/10 a	4	1, 7, 14	圃場A:0.43 圃場B:0.66
ピーマン (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 150~170, 200 L/10 a	3	1, 7, 14	圃場A:0.58 圃場B:1.07
なす (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	1, 7, 14	圃場A:0.32 圃場B:0.14
ししとう (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 150, 227 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:1.20 圃場B:1.10
甘長とうがらし (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 180, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.87(3回, 3日) 圃場B:2.12
きゅうり (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 150, 200, 300 L/10 a	4	1, 3, 7	圃場A:0.17 圃場B:0.21
かぼちゃ (果実)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300, 200 L/10 a	4	1, 7, 14, 21	圃場A:0.61 圃場B:0.14
すいか (果肉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 300 L/10 a	4	1, 7, 14	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
メロン (果肉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 265, 300 L/10 a	4	1, 3, 7	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01

アミスルブロムの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
メロン (果肉)	3	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 221~281 L /10 a	4	1, 3, 7	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01 圃場C:<0.01
メロン (果実)	3	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 221~281 L /10 a	4	1, 3, 7	圃場A:0.20 圃場B:0.48 圃場C:0.26
ほうれんそう (茎葉)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 150, 200, 200 L/10 a	2	3, 7, 14, 21	圃場A:22.4 圃場B:9.20
	2		2000倍散布 300 L/10 a	1, 2	7, 14, 21	圃場A:5.60(1回, 14日) 圃場B:5.14
しょうが (塊茎)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍株元灌注 1 L/m ²	3	3, 7, 14	圃場A:0.04(3回, 7日) 圃場B:0.30
しょうが (根茎)	2	50.0%フロアブル剤 +50.0%顆粒水和剤	20倍植付前吹付け 重量の2% 2000倍株元灌注 1 L/m ²	1+2	3, 7, 14	圃場A:0.10(3回, 7日) (#) 圃場B:0.02(3回, 3日) (#)
	3	50.0%顆粒水和剤	2000倍土壌灌注 3 L/m ²	3	3, 7, 14	圃場A:0.16 圃場B:0.60(3回, 7日) 圃場C:0.23(3回, 14日)
葉しょうが (根茎と付け根から20 cm)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍株元灌注 1 L/m ²	3	3, 7, 14	圃場A:0.22 圃場B:0.12(3回, 7日)
えだまめ (さや)	2	17.7%フロアブル剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A:1.14(3回, 7日) 圃場B:4.28
	2	50.0%フロアブル剤	原液 種子塗沫 10 mL/kg種子	1	79 74	圃場A:<0.01(#) 圃場B:<0.01(#)
みかん (果肉)	2	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 700 L/10 a	3	1, 7, 14, 28	圃場A:0.02 圃場B:<0.01
みかん (果皮)	2	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 700 L/10 a	3	1, 7, 14, 28	圃場A:6.60(3回, 7日) 圃場B:4.13(3回, 14日)
みかん (果実)	2	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 700 L/10 a	3	1, 7, 14, 28	圃場A:1.04(3回, 7日) 注3) 圃場B:0.71(3回, 14日) 注3)
なつみかん (果実)	2	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 700 L/10 a	3	1, 7, 14, 28	圃場A:0.78(3回, 14日) 圃場B:0.58(3回, 7日)
すだち (果実)	1	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 500 L/10 a	3	1, 7, 14, 28	圃場A:0.64
かぼす (果実)	1	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 550 L/10 a	3	1, 7, 14, 28	圃場A:0.41
いちご (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍苗灌注 50 mL/ポット	3	101	圃場A:<0.01
					76	圃場B:<0.01
大粒種ぶどう (果実)	1	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 300 L/10 a	3	14, 21, 28, 42	圃場A:0.36
	1	50.0%顆粒水和剤	5000倍散布 350 L/10 a	3	14, 28, 42	圃場A:2.46
小粒種ぶどう (果実)	1	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 350 L/10 a	3	7, 14, 28, 60	圃場A:1.20
	1	50.0%顆粒水和剤	5000倍散布 350 L/10 a	3	14, 28, 42	圃場A:1.96
いちじく (果実)	2	17.7%フロアブル剤	3000倍散布 280, 400 L/10 a	3	1, 7, 14	圃場A:0.27 圃場B:0.39(3回, 7日)
みょうが (花穂)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍土壌灌注 3 L/m ²	3	3, 7, 14	圃場A:7.87 圃場B:3.09
バジル (茎葉)	2	17.0%顆粒水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	3, 7, 14	圃場A:13.0 圃場B:12.0

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 作物残留試験において測定した果肉及び外果皮の重量比のデータから、果実全体の残留濃度を算出した。

注4) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.02,0.08(\$)
小豆類	0.2	0.2	○			0.02,0.03(\$)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05		申			<0.01,<0.01,<0.01
こんにゃくいも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
てんさい	1	1	○			0.18,0.42(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	25	25	○			15.8,17.6
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.04,0.16(\$)
かぶ類の葉	30	30	○			11.5,20.8(\$)
はくさい	10	10	○			2.68,4.30
キャベツ	3	3	○			0.28,1.48(\$)
ケール	20	20	○			(きょうな参照)
こまつな	15	15	○			8.20,8.68
きょうな	20	20	○			9.80,12.8
チンゲンサイ	20	20	○			(きょうな参照)
カリフラワー	2	2	○			0.03,0.56(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.90,0.98
その他のあぶらな科野菜	20	20	○			(きょうな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	20	○			11.0,11.1(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.36,1.40
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(らっきょう)
トマト	2	2	○			0.43,0.66(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○			0.58,1.07(\$)
なす	1	1	○			0.14,0.32(\$)
その他のなす科野菜	5	5	○			1.10,1.20(ししとう), 0.87,2.12(\$)(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.17,0.21(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○			0.14,0.61(\$)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実		0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実(果皮を含む。)	1		○			0.20,0.26,0.48(\$)
ほうれんそう	30	30	○			5.14~22.4(\$)(n=4)
しょうが	2	2	○			0.16,0.23,0.60(\$)
えだまめ	10	10	○			1.14,4.28(\$)
みかん		0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	3		○			0.71,1.04(\$)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.58,0.78
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ぶどう	5	5	○			1.96,2.46
その他の果実	1	1	○			0.27,0.39(いちじく)
その他のスパイス	15	15	○			4.16,6.60(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	20	20	○			12.0,13.0(バジル)

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートラランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留濃度を基準値策定の根拠とした。

アミスルブロムの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米 (玄米をいう。)	0.05	8.2	4.3	5.3	9.0
大豆	0.3	11.7	6.1	9.4	13.8
小豆類	0.2	0.5	0.2	0.2	0.8
ばれいしょ	0.05	1.9	1.7	2.1	1.8
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.3	0.1	0.1	0.4
こんにゃくいも	0.05	0.1	0.0	0.0	0.1
てんさい	1	32.5	27.7	41.1	33.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	0.3	9.9	3.4	6.2	13.7
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	25	42.5	15.0	77.5	70.0
かぶ類の根	0.5	1.4	0.4	0.1	2.5
かぶ類の葉	30	9.0	3.0	3.0	18.0
はくさい	10	177.0	51.0	166.0	216.0
キャベツ	3	72.3	34.8	57.0	71.4
ケール	20	4.0	2.0	2.0	4.0
こまつな	15	75.0	27.0	96.0	96.0
きょうな	20	44.0	8.0	28.0	54.0
チンゲンサイ	20	36.0	14.0	36.0	38.0
カリフラワー	2	1.0	0.4	0.2	1.0
ブロッコリー	2	10.4	6.6	11.0	11.4
その他のあぶらな科野菜	20	68.0	12.0	16.0	96.0
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	192.0	88.0	228.0	184.0
たまねぎ	0.05	1.6	1.1	1.8	1.4
ねぎ (リーキを含む。)	3	28.2	11.1	20.4	32.1
その他のゆり科野菜	0.05	0.0	0.0	0.0	0.1
トマト	2	64.2	38.0	64.0	73.2
ピーマン	3	14.4	6.6	22.8	14.7
なす	1	12.0	2.1	10.0	17.1
その他のなす科野菜	5	5.5	0.5	6.0	6.0
きゅうり (カーキンを含む。)	0.7	14.5	6.7	9.9	17.9
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	18.6	7.4	15.8	26.0
すいか	0.05	0.4	0.3	0.7	0.6
メロン類果実 (果皮を含む。)	1	3.5	2.7	4.4	4.2
ほうれんそう	30	384.0	177.0	426.0	522.0
しょうが	2	3.0	0.6	2.2	3.4
えだまめ	10	17.0	10.0	6.0	27.0
みかん (外果皮を含む。)	3	53.4	49.2	1.8	78.6
なつみかんの果実全体	2	2.6	1.4	9.6	4.2
レモン	2	1.0	0.2	0.4	1.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	14.0	29.2	25.0	8.4
グレープフルーツ	2	8.4	4.6	17.8	7.0
ライム	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	2	11.8	5.4	5.0	19.0
いちご	0.05	0.3	0.4	0.3	0.3
ぶどう	5	43.5	41.0	101.0	45.0
その他の果実	1	1.2	0.4	0.9	1.7
その他のスパイス	15	1.5	1.5	1.5	3.0
その他のハーブ	20	18.0	6.0	2.0	28.0
計		1520.4	709.3	1540.5	1877.3
ADI比 (%)		27.6	43.0	26.3	33.5

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

(参考)

これまでの経緯

平成18年	3月24日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：ばれいしょ、だいず等）
平成18年	4月3日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年	10月17日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ諮問
平成19年	10月23日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成19年	10月25日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年	4月30日	残留農薬基準告示、初回農薬登録
平成20年	12月24日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ぶどう、てんさい等）
平成21年	1月20日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成21年	9月10日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成21年	11月26日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成22年	1月27日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成22年	10月20日	残留農薬基準告示
平成23年	6月3日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：水稻、かぶ等）
平成23年	10月6日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成24年	6月21日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成24年	9月18日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成24年	10月30日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成25年	7月2日	残留農薬基準告示
平成26年	11月6日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：らっきょう、とうがらし類等）
平成27年	1月8日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成27年	6月30日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成27年	11月2日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成27年	11月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

平成28年	6月	7日	残留農薬基準告示
平成29年	3月	7日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：こんにゃく、しょうが）
平成29年	6月15日		厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成29年	8月22日		食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成30年	2月	6日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成30年	2月	7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成30年	10月18日		残留農薬基準告示
平成30年	11月15日		農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：さといも）
平成30年	12月12日		厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成31年	2月	5日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和元年	5月16日		薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和元年	5月17日		薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山	浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井	里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上	浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
大山	和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸	謙介	学校法人麻布獣医学園麻布大学獣医学部生理学教授
魏	民	公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科環境リスク評価学准教授
佐々木	一昭	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤	清	元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野	元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
瀧本	秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
永山	敏廣	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本	了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村	睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井	俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
吉成	浩一	静岡県公立大学法人静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申（案）

アミスルブロム

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
こんにゃくいも	0.05
てんさい	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	30
はくさい	10
キャベツ	3
ケール	20
こまつな	15
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	3
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.05
トマト	2
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2
すいか	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	1
ほうれんそう	30
しょうが	2
えだまめ	10
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2

食品名	残留基準値 ppm
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	2
いちご	0.05
ぶどう	5
その他の果実 ^{注6)}	1
その他のスパイス ^{注7)}	15
その他のハーブ ^{注8)}	20

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。